

寒河江川土地改良区たより

2019/令和元年 10/15 No.36

水 土 里

MIDORI

水は農業用水、地域用水を
土は土地、農地、土壌を
里は農村空間や農家・非農家などの
生活空間を表現しています。

CONTENTS

理事長あいさつ	2
第39回臨時総代会	3
平成30年度決算報告	4
平成30年度財産目録・貸借対照表総括表	5
平成30年度実施土地改良事業	6
土地改良区からのお知らせほか	7～8



水と里ネット寒河江川
(土地改良区の愛称です)

土地改良区の概要
受益面積 3,128ha 組合員数 34,029名

編集・発行

寒河江川土地改良区

寒河江市立南部小学校5年生による稲刈り体験の様子
(寒河江市高屋地内)

TEL. (0237) 86-5112 FAX. (0237) 86-0474 山形県寒河江市字中河原222番地の2
E-mail: sagae-r4@cpost.plala.or.jp <http://www.sagaegawa.com/>

臨時総代会を開催

あいさつ



理事長
國井敏夫

総代の皆様には何かとご多忙のところ、第39回臨時総代会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。あわせて総代各位には、日頃より当土地改良区の事業運営に対し、ご理解とご協力をいただきまして心から厚く御礼申し上げます。

また、本総代会には、公務ご多忙のところお時間を割いてご出席賜っております。寒河江市、佐藤市長様・河北町、森谷町長様には心より厚く御礼を申し上げます。さらに、市、町からは課長の皆様にもご来賓としてご出席いただいております。

寒河江市、河北町からは、常日頃より当土地改良区の業務運営全般にわたり、特段のご配慮とご指導を賜っておりまして、重ねて感謝と御礼を申し上げます。

さて、4月30日を以って平成の時代も幕を閉じました。5月1日より新たに令和の時代を迎え、災害などないようにと願って運営に当たりましたが、残念なことに6月

5日の午後4時過ぎ降雹・突風・短時間豪雨による農作物、農業施設などの被害が発生しました。被害に遭われた組合員の皆様に心よりのお見舞いを申し上げますとともに、災害の復旧と再生産に努められますようお願いいたします。個人での復旧が難しい場合は互いに助け合い、また、組織力を生かして再生産に努めましょう。

特に、管内を含む寒河江・西村山地域だけで、6億2千万円以上と大きな被害がありました。寒河江市・河北町からの県に対する速やかなご報告と強い支援要請により、県からも速やかに支援、対応策が出されました。掛かり増しする農薬、肥料、種苗などの購入費、また雨よけハウスの復旧のための資材購入費に対する2分の1助成をはじめ、その購入費及び農業運転資金への無利息による資金対応の支援等、市・町の負担分も入れての支援策となります。改めて厚く御礼を申し上げます。

さらに、6月18日の山形県沖を震源地とする震度6弱の地震発生により、当土地改良区職員は2時半に集合し、ため池ほか施設の点検確認作業に当たり、異常がないことを確認し、翌19日午前1時に解散しました。異常がなく本当に良かったと思っております。

特に大変なのは庄内、鶴岡市の方で、人的被害をはじめ建物や施設、道路、農林水産、ライフラインなど多くの被害が発生し、県、市町はいち早く補正予算等を組み対応しておりますが、一般住宅ではブルーシートで覆われた屋根が多く見られ、今なお復旧できない状況で難儀をしております。改めて被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興を願うものであります。

今年は去年の干ばつと違い、梅雨のメリハリがあり雨の日が多く、先日ようやく梅雨が明けたということで、水の心配は少ない状況です。今後大きい災害の発生がないことを祈り、実りの多い秋を迎えられることを願うものであります。

7月には参議院議員選挙があり、自民党公認比例代表の全国水土里ネット会長会議顧問宮崎まさおさんが当選しました。

農業農村整備関係予算につきましては、年々当初予算と補正予算を合わせて、大きく増額いただいておりますが、当初予算ではまだ21年度の5,780億円に届いておりません。まずは当初予算の呼び戻し、そして減額された10年間の3兆円を早く取り戻さなければなりません。その上で各地域にふさわしい土地改良等を進め、農業・農村の地域資源を最大限に活用し、地域の資源循環や経済循環が活発になることが農村の魅力を増大させ、農業の持続的発展につながり、地域の発展に貢献することになります。それを確実に実行できるように、これまでご活躍いただいております国会議員の進藤金日子さんと宮崎さんのお二人で車の両輪の如く活動していただくことを強く期待しております。

水は社会の命綱、土地改良は未来の礎として、土地改良区の財政不安と維持管理の弱体化が進む中で、守り、維持継続していくために、総代の皆様方には、今後ともご理解とご支援、ご協力をお願いいたします。

7月に、県に意見要望を伝えることができる機会があり、述べさせていただきました中から2点申し上げます。1点は、農業後継者の問題であります。新規就農者に手厚い支援がありますが、なかなか育てこない現状のため、親元就農者を含めもっと手厚い支援をお願いしたい。もう1点は、土地改良、圃場の整備のことであります。寒河江は特に水稻と果樹の複合経営地域が多く、河北も同じような地域がありますが、米は自給率を満たす状況であり、高収益作物として以前取り組んだ果樹団地等を、冠水施設を兼ね備えた平場に整備できるようにしてはと要望してまいりましたので、首長の皆様にもよろしくお願い申し上げます。

このたびの総会資料から、今までとスタイルが変わり、複式簿記に移行しましての統一資料となりましたので、ご理解とご了承を賜りたいと存じます。

本日の提出議案は平成30年度決算関係書類の承認について1議案と、令和元年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分の承認についてほか5議案についてであります。十分ご審議を賜りまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

第39回

8月3日、寒河江市のホテルシンフォニーアネックスにおいて第39回臨時総代会が開催されました。来賓として、寒河江市佐藤市長、河北町森谷町長、寒河江市農林課門口課長、河北町農林振興課増川課長のご臨席をいただきご祝辞を頂戴いたしました。また、議長に西根地区の国井光雄氏を選任し、平成30年度決算関係書類及び令和元年度収支補正予算書等6議案が上程され、慎重審議の結果原案通り議決決定されました。



議長
西根地区
国井 光雄 氏

平成30年度

総認第1号 平成30年度決算関係書類の承認について
監査報告書



佐藤寒河江市長

令和元年度

総認第1号 令和元年度一般会計収支補正予算の理事会専決
処分の承認について

総議第13号 事業完了に伴う残金の受け入れについて

総議第14号 令和元年度一般会計収支補正予算について

総議第15号 令和元年度事業特別会計収支補正予算について

総議第16号 付帯決議について



森谷河北町長

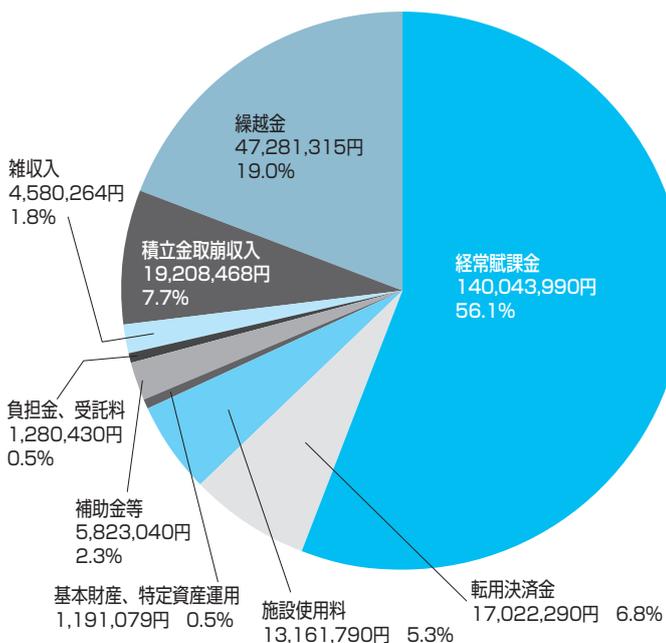


議決決定の様子

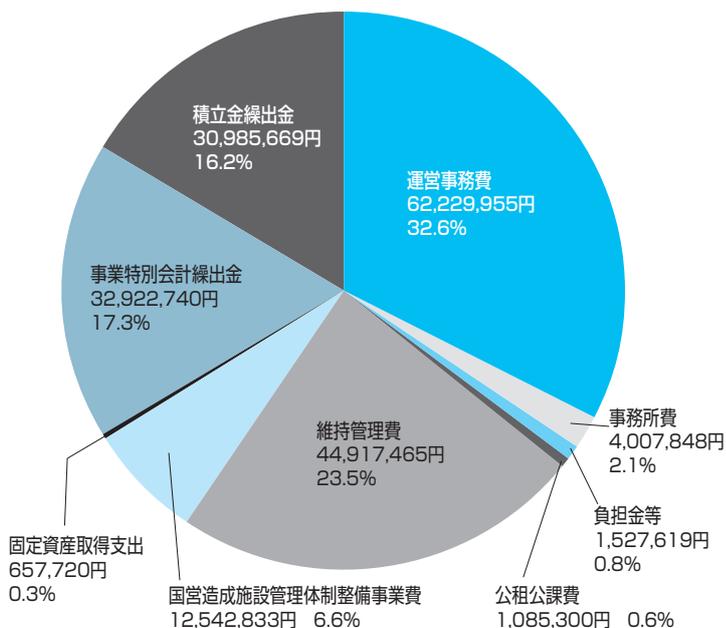
平成30年度 決算報告

一般会計	収入合計	249,592,666円
	支出合計	190,877,149円
	差引残額	58,715,517円 (次年度へ繰越)

収入

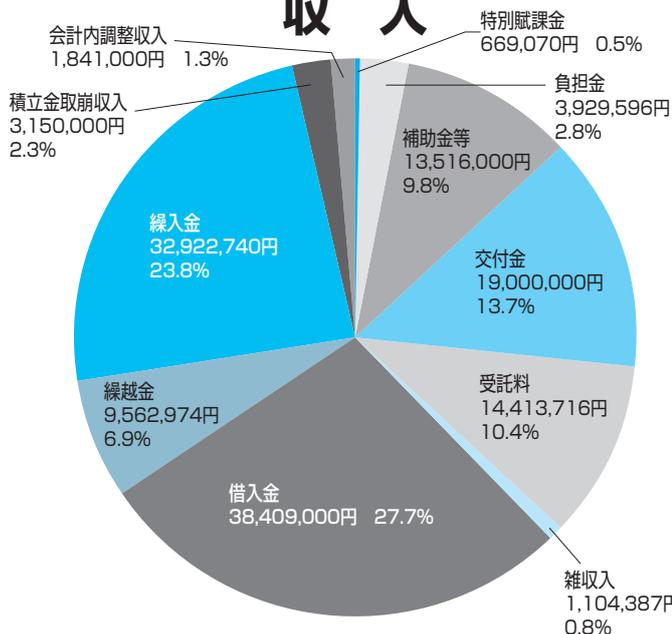


支出

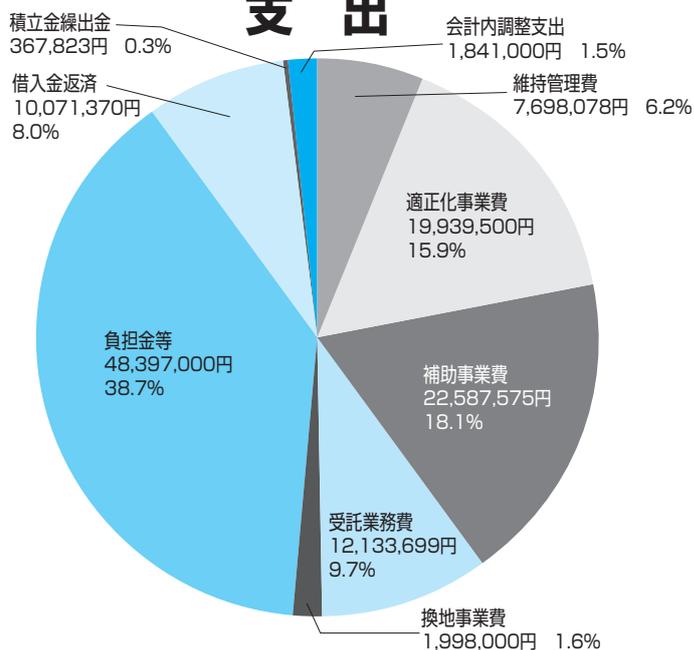


事業特別会計	収入合計	138,518,483円
	支出合計	125,034,045円
	差引残額	13,484,438円 (次年度へ繰越)

収入



支出



財 産 目 録 (平成31年3月31日現在)

単位 (円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		未払金	1,585,558
現金	106,780	預り金	519,705
普通預金	47,005,921	未払消費税	671,200
当座預金	3,450	固定負債	
短期未収賦課金等	1,675,700	役員退任慰労金引当金	673,895
短期未収金	26,983,720	職員退職給与引当金	21,020,400
前払金	205,347	転用決済金引当金	84,868,497
固定資産		国営負担引当金	401,066,832
有形固定資産	336,900,755	日本政策金融公庫借入金	112,526,583
無形固定資産	85,805,821	適正化事業拠出金未払金	2,808,000
その他固定資産		平田地区転用決済金引当金	402,089
基本財産	669,500,474	引竜地区転用決済金引当金	14,826,195
特定資産	998,097,193		
その他資産	7,958,040	負債合計	
資産合計		正味財産合計	
	2,174,243,201	1,533,274,247	
		負債及び正味財産合計	
		2,174,243,201	

貸借対照表総括表 (平成31年3月31日現在)

単位 (円)

科 目	一般会計	事業特別会計	内部取引消去	合計	
I 資産の部					
1 流動資産					
現金及び預金	36,946,117	10,170,034		47,116,151	
短期未収賦課金等	1,674,130	1,570		1,675,700	
短期未収金	12,320,690	14,663,030		26,983,720	
前払金	153,639	51,708		205,347	
他会計貸付金	11,200,000		△11,200,000		
2 固定資産					
(1) 有形固定資産					
建物及び附属設備	3,256,299			3,256,299	
所有土地改良施設	293,834,092			293,834,092	
土地改良施設用地等	37,094,774			37,094,774	
機械及び装置	2,141,457			2,141,457	
車両運搬具	168,446			168,446	
器具備品等	405,687			405,687	
(2) 無形固定資産					
受託土地改良施設使用収益権		73,977,423		73,977,423	
地上権	11,502,508			11,502,508	
ソフトウェア	325,890			325,890	
3 その他固定資産					
基本財産	669,500,474			669,500,474	
特定資産	917,794,421	80,302,772		998,097,193	
その他資産	7,502,700	455,340		7,958,040	
資産合計		2,005,821,324	179,621,877	△11,200,000	2,174,243,201
II 負債の部					
1 流動負債					
未払金	1,385,224	200,334		1,585,558	
預り金	519,705			519,705	
未払消費税	671,200			671,200	
他会計借入金		11,200,000	△11,200,000		
2 固定負債					
役員退任慰労金引当金	673,895			673,895	
職員退職給与引当金	21,020,400			21,020,400	
転用決済金引当金	84,868,497			84,868,497	
国営負担引当金	401,066,832			401,066,832	
日本政策金融公庫借入金		112,526,583		112,526,583	
適正化事業拠出金未払金		2,808,000		2,808,000	
平田地区転用決済金引当金		402,089		402,089	
引竜地区転用決済金引当金		14,826,195		14,826,195	
負債合計		510,205,753	141,963,201	△11,200,000	640,968,954
III 正味財産の部					
1 指定正味財産					
2 一般正味財産	1,495,615,571	37,658,676		1,533,274,247	
正味財産合計		1,495,615,571	37,658,676		1,533,274,247
負債及び正味財産合計		2,005,821,324	179,621,877	△11,200,000	2,174,243,201

平成30年度に実施した主な土地改良事業

寒河江川下流地区基幹水利施設管理事業

事業費 8,999,640円

昭和堰頭首工、高松堰頭首工、昭和堰幹線用水路、中央管理所の維持管理について、日常管理部門の操作点検業務を山形県より管理受託し、草刈りや設備点検等の適切な管理を行いました。

国営造成施設管理体制整備促進事業 (管理体制整備型)

事業費 11,310,000円

農業水利施設の持つ多面的機能の発揮、安全管理の強化等について、非農家と一体的な取り組みを推進し、通常維持管理の強化及び管理体制の整備を実施しました。

県営谷地堰地区水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)

繰越明許事業費 1,376,060円
当初事業費 1,398,048円
合計事業費 2,774,108円

谷地堰サイフォンL12,960mの長寿命化を図るため、平成24年度に事業着手してから7年目を迎えました。本年度は、平成29年度からの繰越明許予算と合わせて、用水管の管更生工事(L1396・72m)及び物件調査業務を実施しました。

県営寒河江南部地区農地防災事業 (農村災害対策整備事業)

繰越明許事業費 1,489,000円
当初事業費 2,387,880円
合計事業費 3,876,880円

老朽化した新堰用水隧道を補強することにより、農地及び家屋への被害を未然に防止し、安定水利を確保するため、平成25年度に事業着手してから6年目を迎えました。本年度は、平成29年度からの繰越明許予算と合わせて、立杭工事(1か所)、作業ヤード工事、並びに水路測量設計業務を実施しました。

県営平田地区農村地域防災減災事業 (ため池整備事業)

繰越明許事業費 1,174,000円
当初事業費 649,180円
合計事業費 1,823,180円

築堤後55年以上経過し老朽化した平田ため池の堤体を改修することにより、下流域の人家や公共施設等に被害を及ぼす災害の発生を未然に防止するため、平成28年度に事業着手してから3年目を迎えました。本年度は、平成29年度からの繰越明許予算と合わせて、工事用道路の詳細設計業務及び工事用道路工事(L1600m)を実施しました。

県営北谷地区農業競争力強化 基盤整備事業(農地整備)

繰越明許事業費 1,327,800円
当初事業費 1,418,390円
合計事業費 2,746,190円

北谷地区の地域農業の確立、先行き不安の解消、耕作放棄地の防止等を図るため、農地条件の均一化、並びに農地集積及び面的集積を進める農地整備事業を平成26年度に着手してから5年目を迎えました。本年度は、平成29年度繰越明許予算と合わせて、新吉田地域の簡易な区画整理工事(A127・8ha)、地下かんがい工事(A13・0ha)、境界杭復元業務を実施しました。

県営引竜地区農業競争力強化 基盤整備事業(農地整備)

繰越明許事業費 1,657,766円
当初事業費 2,040,384円
合計事業費 3,698,150円

引竜地区は、北谷地区の第2地区として、農業用水安定化を図るための用水路整備、小区画から大区画への区画整理、畑地化対策としての地下かんがい工事等による農地条件の均一化、並びに農地集積及び面的集積を進める農地整備事業を平成29年度に着手してから2年目を迎えました。本年度は、平成29年度繰越明許予算と合わせて、区画整理地区の実設計及び換地原案作成業務、一の堰幹線水路整備に係る実施設計業務、南沢幹線排水路(L11,380m)の新設工事を実施しました。

団体営寒河江川地区耕作条件改善事業

合計事業費 2,203,092円

大堰地区の谷地堰幹線用水路付帯工事(事業費110,027,800円)、溝延堰用水路付帯工事(事業費7,001,640円)、田井堰用水路付帯工事(事業費5,001,480円)を実施し、溝畔のコンクリート装工を行いました。

土地改良施設維持管理適正化事業

合計事業費 9,997,040円

土地改良施設の機能向上・機能回復等を図るため、大堰地区は箕輪堰用水路目地整備補修工事(事業費4,095,360円)、造山堰用水路(事業費3,289,680円)、寒河江地区は新堰幹線用水路水門整備補修工事(事業費2,592,000円)を実施しました。

土地改良区単独事業(浚渫・草刈り・清掃)・維持工事

国営造成施設管理体制対象施設以外の幹線排水路等の土砂浚渫及び施設敷地の樹木の剪定や除草等の作業を実施しました。また、幹線、準幹線排水路等施設の維持工事について、200万円未満の小規模なものについては、区営にて実施しました。

こんなときは土地改良区に届出を!!

公共機関(市町・法務局等)で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ、土地台帳等の移動・修正はなりません。必ず忘れずに届出をお願いします!!

事由	申請書の種類	注意点
農地の取得・喪失があったとき 死亡・相続・農業者年金受給のとき 農地の貸借があったとき	組合員資格得喪通知書 口座振替依頼書	農地法・農業経営基盤強化促進事業による貸借も耕作権移動の対象になりますので、借り手が賦課対象となります。
地目を変更したとき	地目変更届	登記地目が変更されてからの申請が必要です。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき 農用地外に農地を変更するとき	農地転用意見書交付願 地区除外申請書	農地転用は、各農業委員会に事前に相談をお願いします。改良区と協議が整ったもの以外は受付処理できませんのでご了承ください。 農地転用の申請は、毎月5日が締日となっておりますので、早めの提出をお願いします。 地区除外がある場合は、決済金が発生します。
居住地を変更したとき	住所変更届	
寒河江市で下水道許可区域外で 浄化槽を設置したいとき	排水利用承認申請書	寒河江市設置型合併浄化槽申請地域は、市下水道課への相談が必要になります。
河北町で浄化槽を設置したいとき	施行承認願 確約書	改良区への相談が必要です。
土留め工事をしたい 水路に橋を取り付けたい 工事等で農道を利用したい など	施行承認願	改良区への相談が必要です。
①浄化槽を廃止したとき ②使用者が変わったとき	①水洗便所(中止・廃止)届 ②水路使用料名義変更届	下水道へ変わったときは、届出が必要です。

※「決済金」の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、事業負担金及び長期負債借入金ならびに施設の管理費等の負担額について一時払いをもって決済していただくものです。手続きがない場合は土地原簿から除外されることなく、そのまま賦課されますので必ず届出をお願いします。

注意!! 滞納賦課金は新資格者の負担

土地改良区内の農地を売買するとき(競売を含む)や組合員の資格を交代する場合にその土地に滞納賦課金があると、その納入義務は、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい資格者に生じます。資格取得の際は、その後のトラブルを避けるためにも、必ず土地改良区で滞納賦課金について確認されるようお願いいたします。

賦課金は期日を守って納入してください!!

土地改良区の賦課金は、運営費や土地改良施設の維持管理費に充てられる重要な経費です。一部組合員の滞納によって、土地改良区の業務運営に支障が生じることのないよう、公平な費用負担の面からも納付期限内に納入くださいますようお願いいたします。

各期納付期限まで納入ならない場合は、土地改良法第39条、定款第30号に基づき、その延滞日数に応じた延滞利子(年利14.6%)及び督促状が発せられた場合は督促手数料100円を徴収いたします。

** 賦課金の納入は便利な口座振替で **

1. 納入のために土地改良区や取扱金融機関へ行く手間が省けます。
2. 納入期限の心配と納入忘れが防げます。
3. 納期の前に残高確認をお願いします。

— 手続き等のお問い合わせは、当土地改良区までご連絡ください。 —

なお、口座振替は各期納付期限日1回のみです。期限日以降については、納付用紙を送付いたしますので各指定金融機関または土地改良区事務所まで納付くださるようお願いいたします。(各金融機関の振込手数料は自己負担となります。)

ただいま、未納対策を強化しております!!

当土地改良区では、土地改良区賦課金の未納者への対応として、督促状、催告書を送付するとともに役職員一丸となって電話連絡や戸別訪問を行い、未収金の回収に努めております。

しかし、それでも納入が見込めないと判断される場合については、山形県知事の認可を受けたうえで国税徴収法に準じて財産（不動産、給与、預貯金等）の差し押さえ、公売等の滞納処分を執行させていただきますことになりますのでご了承をお願いいたします。

もし、一括納入ができない場合や諸事情により納入が困難な場合は、様々な対応を個別に行わせていただいておりますので、土地改良区賦課徴収係までご相談くださいますようお願いいたします。

断水のお知らせ

二ノ堰幹線水路の土砂撤去工事に伴い、下記の通りに断水となります。皆様方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

また、これまで以上に火の元にはご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 断水期間 令和元年10月中旬
～11月末日
2. 断水箇所 寒河江地区、西根地区
(右図の二ノ堰各水系)

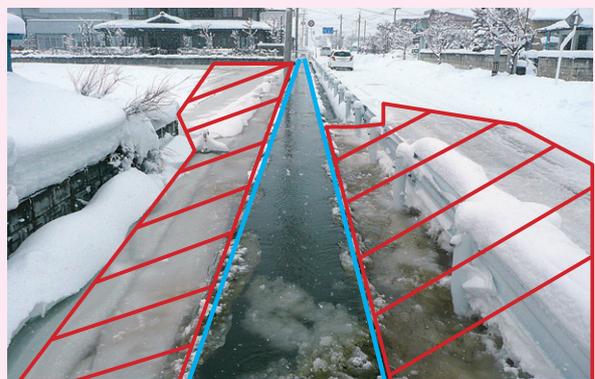


冬期間における農業用水の利用について

これから雪が降る季節になると、過度な投雪によって、右写真のように水路から水が溢れ出る問題が毎年のように発生し、過去には家屋、ハウス等への浸水被害も報告されております。

このような事態が一度でも起きれば、市町関係各課等と協議のうえ通水を停止せざるを得ず（二ノ堰、谷地堰、道生堰、溝延堰）、復旧までに相当の時間を要します。

冬期間の農業用水については、雪を融かすことも大切ですが、有事の際における地域の防火用水としても重要な役割があるため、常に安定した水が流せるよう、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。



雪が詰まり溢水した守川用水路
(平成30年1月25日、寒河江市西根地内)
※網かけ部分が浸水した範囲